

## ●香川県監査委員公表第8号

令和2年3月2日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年4月28日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	高 田 良 徳
同	新 田 耕 造

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

坂出市 細川 雅生

#### 2 請求書の提出

令和2年3月2日

#### 3 請求の内容

（以下、令和2年3月2日付けで提出された住民監査請求書の原文の内容に即して記載する。）

下記の通り地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添付のうえ必要な措置を請求します。

#### 請求の趣旨

別紙事実証明書1号証（読売新聞R2. 3. 1）により、中国・武漢市で昨年末に発生したとされる新型コロナウイルスの感染が世界中で拡大し、令和2年2月29日現在の感染者は韓国3,150人（死亡17人）、イタリア821（21）、イラン593（43）等で、国内でも241（5）である。

別紙事実証明書2号証（山陽新聞R2. 2. 11）により、岡山県は新型コロナウイルスによる肺炎の感染拡大でマスクが品薄の対策で、同2月12日、備蓄するマスク約8万7千枚を県内の医療機関や高齢者、児童福祉施設に先着順で1施設500枚を上限に配布した。配布発表に申し込みが殺到し、3時間半で配布枚数に達したとあり、マスク不足は深刻である。

別紙事実証明書3号証（四国新聞R2. 2. 6）により、品薄マスクがインターネット上で高額転売の記事と同じ紙面に、香川県が新型コロナウイルスで医療物資が不足する中国陝西省（友好県省提携）に医療マスク等を送るが並ぶ。

別紙事実証明書4号証（記者発表資料R2. 2. 5）により、県が同2月6日、県の備蓄から発送した医療用マスクは1万7,500枚だが、爆発的感染拡大も危惧される中、氏名不詳の県職員が、県が税で県民の健康を守るため備蓄した医療用マスクを、何ら法的根拠がなく、必要がないのに、中国陝西省に提供したのは違法に財産の管理を怠るものである。

しかも、県は早急にマスク1万7,500枚を補充する必要があるが、全国的なマスク不足で、補充は不足に拍車をかけ、医療用であり医療機関への悪影響もある。当該職員は当然に必要な補充を考えておらず、典型的な違法に財産の管理を怠る事実該当する。

よって、本件、違法に財産の管理を怠る事実について、監査委員が厳正に監査の上、責任を有する者に損害の補填を求めるほか、その他の必要な措置を講ずるよう香川県知事に対して勧告することを求める。

（以下の書類については省略をする。）

- 事実証明書1号証 読売新聞 令和2年3月1日記事
- 事実証明書2号証 山陽新聞 令和2年2月11日記事
- 事実証明書3号証 四国新聞 令和2年2月6日記事
- 事実証明書4号証 記者発表資料 令和2年2月5日

## 第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和2年3月10日にこれを受理した。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項

上記請求の内容から、県の財産管理上の行為として、住民監査請求書及び添付書類（事実証明書）に示されたものを対象とした。

### 2 監査対象部局

知事公室国際課（以下「国際課」という。）

### 3 請求人からの証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、令和2年3月25日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人からこれを行わない旨の意思表示がなされた。

## 第4 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと認め、却下する。

以下、その理由について述べる。

### 1 事実関係の確認

関係書類等を調査するとともに、国際課の関係職員から事情を聴取して、次の事項を確認した。

#### (1) 中華人民共和国陝西省にマスク等物資を提供することとなった経緯

##### ア 中華人民共和国陝西省からの協力依頼

本県と中華人民共和国陝西省（以下「陝西省」という。）とは、「平和友好、平等互惠、相互信頼、長期安定」の四原則に基づき、共に両県省民の間の友好往来を促進し、積極的に経済、文化、教育、スポーツなどの各分野における交流と協力を行うことにより、両県省の繁栄と発展に努力することを内容とする「日本国香川県と中華人民共和国陝西省との友好県省提携に関する協定書」を平成6年4月22日に締結し、その後、様々な友好交流事業を展開するなかで、良好な友好関係を築いている。

今回の住民監査請求の対象である陝西省へのマスク等物資の支援については、昨年末、陝西省と隣接する湖北省の武漢市において新型コロナウイルス感染症が発生し、その後、中華人民共和国内や世界各国に感染が拡大していく状況のなかで、陝西省から本県への「防疫物資調達の協力依頼」（令和2年1月30日付け）に対応して実施されたものである。

当該文書の内容は、新型コロナウイルス感染症がさらに蔓延することを阻止するために陝西省は最も厳格かつ徹底的な厳しい予防・抑制措置を取ってきていること、全ての省民の日常生活に影響を及ぼさないように生活必需品の提供を全力で保障していること、これまで新型コロナウイルス感染症に確定診断された患者は63例で湖北省に隣接する全ての省の中では最も少ないが、現時点で防疫応急物資が非常に不足しており、使い捨て医療マスク、使い捨てサージカルマスク、N95医療マスク（ICU対応）、医療防護服、サージカルガウン、医

療ゴーグル、サーモガン等の物資を大量に調達することを緊急に必要としていることから、防疫物資の調達等について協力を依頼するものであった。

#### イ 本県の対応

アの依頼に対して本県は、これまでの友好交流の取組や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制の重要性などを勘案し、また、人道的支援としても協力する必要があると判断し、令和2年1月30日に支援を決定している。この決定を受け、国際課では、同日、業務上一定のマスクを保有していると考えられる職員課、危機管理課、健康福祉総務課、農業試験場などや、関係団体である公益財団法人香川県国際交流協会や一般財団法人自治体国際化協会香川県支部に照会するほか、県内市町にも業務上支障のない範囲での物資の提供について協力を呼び掛けるとともに、医療用マスクを調達することとしたものである。当該医療用マスクの調達については、香川県会計規則等に基づき同年1月31日に発注手続をとり、同年2月4日に納品されるなど適正に処理されている。その後、県、関係団体及び県内9市町から集まった物資を、まとめて同年2月6日に陝西省へ発送している。

#### (2) 支援物資の内容

令和2年2月6日に陝西省へ発送した支援物資は、下記一覧表のとおりである。

##### ○陝西省への支援物資一覧

提供元	マスク (N95)	マスク	防護服 (セット)	防護服	グローブ	帽子	ゴーグル	合計
県	0	17,500	0	0	0	0	0	17,500
丸亀市	0	1,000	0	0	0	0	0	1,000
坂出市	0	0	0	0	3,000	0	0	3,000
観音寺市	0	1,000	0	0	0	0	0	1,000
さぬき市	0	1,000	0	0	0	0	0	1,000
三豊市	0	4,100	0	0	0	0	0	4,100
三木町	94	81	15	65	87	118	7	467
直島町	480	0	0	0	0	0	0	480
綾川町	0	0	175	0	0	0	0	175
多度津町	0	2,000	0	150	1,300	0	0	3,450
合計	574	26,681	190	215	4,387	118	7	32,172

※1 防護服セットは、防護服のほか、マスク、ゴーグル等を含む。

※2 三豊市分は、同市の友好提携先の陝西省三原県に送付。

県は、このうち医療用マスクを17,500枚送付している。その内訳は、国際課12,340枚、農業試験場2,000枚、地方職員共済組合香川県支部200枚、一般財団法人自治体国際化協会香川県支部2,960枚である。

国際課においては、今回の案件が、国際交流、国際協力業務、多文化共生業務といった同課の本来業務であることから調達したものである。農業試験場においては、職員が害虫防除時、農薬散布時、収穫物の取扱い時など、日常業務に使用するために所有しているマスクを提供したものであり、提供後も在庫が十分にあり、早急な補充の必要性はないと判断したとのことで

ある。国際課の呼び掛けに応じた関係団体として、職員課内庁内診療所を通じて地方職員共済組合香川県支部と、一般財団法人自治体国際化協会香川県支部が、それぞれマスクの提供をしている。

### (3) 他の自治体の状況

令和2年1月30日現在で、新聞報道や各自治体の発表により確認できる範囲では、11の自治体で支援が行われている。なお、その後も多くの自治体において、中華人民共和国の友好都市等への医療物資支援が行われている。

## 2 監査委員の判断

本県から陝西省へ提供した17,500枚のマスク（以下「本件マスク」という。）については、「1 事実関係の確認」のとおり、令和2年1月30日、同省から本県あてに届いた医療用物資の支援要請に対して、同日、支援を決定し、同年2月6日に発送したものである。

なお、支援を決定した同年1月30日時点の新型コロナウイルス感染症の状況については、国外では中華人民共和国の7,711人を含む計17か国7,788人、国内では9人の感染者が報告されており、新聞報道等によれば、本県以外の複数の自治体においても中華人民共和国に対して医療物資等の支援が行われている。また、同年1月31日には、世界保健機関（WHO）が、中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が、緊急に国際的対策の調整が必要な事態などである「国際的に懸念される衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると発表している。

本件マスクのうち12,340枚は国際課が陝西省への支援決定後に友好交流事業予算で調達したものであり、2,000枚は農業試験場において、場内農地で職員が害虫防除、農薬散布、収穫物の取扱いなどの各種作業を行うためのものとして所有していたものである。また、地方職員共済組合香川県支部から200枚、一般財団法人自治体国際化協会香川県支部から2,960枚の計3,160枚が、それぞれの団体の判断により提供されている。

請求人は、県が税で県民の健康を守るために備蓄した医療用マスク（以下「備蓄マスク」という。）を、何ら法的根拠がなく、必要がないのに陝西省へ提供したこと、提供後に当然に必要な補充を考えていないことは、違法又は不当に財産の管理を怠る行為であると主張している。

しかしながら、前述のとおり、本件マスクのうち12,340枚については、陝西省支援のために国際課が調達したものである。また、2,000枚については、農業試験場が日常業務に使用するマスクを提供したもので、提供後も在庫が十分にあり、早急な補充の必要性はないと判断していることから、これら計14,340枚のマスクは、請求人が主張する備蓄マスクには該当せず、本件請求の対象とはならない。また、これら計14,340枚のマスクの調達や提供の手続については、香川県会計規則等に基づき適正に処理されている。

さらに、本件マスクのうち残り計3,160枚については、県とは別の団体である地方職員共済組合香川県支部及び一般財団法人自治体国際化協会香川県支部が提供したものであり、これらは地方自治法第237条の財産には該当しないことから、住民監査請求の対象とはならない。